

部長、参事官及び所属長

殿

情報通信部長

災対発第18号

平成28年1月25日

30年保存（口訓）

本部長

（沿革：平成31年4月1日災対発第42号改正）

（沿革：令和2年3月13日災対発第43号改正）

高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱の制定について（通達甲）

緊急事態発生時の初動措置に関し「高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱の制定について（例規）」（平成27年2月9日災対発第45号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、情報通信部長にあつては、協力をお願いする。

別添

高知県警察緊急事態発生時の初動措置要綱

第1 趣旨

この要綱は、緊急事態の発生に際し、県警察の総合力を発揮して初動措置を迅速かつ的確に実施するため必要な事項を定めるものとする。

第2 緊急事態の種別、初動措置主管課等

緊急事態とは、突発的事案であって、社会的反響の大きな事故災害その他これに類するとして本部長が認める事案（これら事故災害等に発展するおそれのある事案を含む。）をいい、その種別並びに初動措置を主管する県本部の課（以下「初動措置主管課」という。）及び事案を処理する県本部の課（以下「事案処理主管課」という。）は、別表第1の緊急事態の種別並びに初動措置主管課及び事案処理主管課のとおりとする。

第3 基本方針

- 1 緊急事態の処理に関する業務は、他の通常業務に優先して行い、県警察の総合力の発揮に努めること。
- 2 人命の保護を最優先とし、被害者の救出救助及び避難誘導並びに被害の拡大防止のための措置を徹底すること。
- 3 緊急事態の発生時において迅速かつ的確な初動措置を講じるため、所属長は、平素から県、市町村、消防、自衛隊、海上保安部、輸送機関、医療機関等の関係機関との連絡通報体制及び相互協力体制を確立すること。また、緊急事態発生時においては、他機関が行う活動に対する積極的な協力を努めること。

第4 基本的な初動措置

1 緊急事態を認知した職員の措置

職員は、緊急事態の発生を認知したときは、通信指令課長及び事案発生地を管轄する署（以下「所轄署」という。）の署長（以下「所轄署長」という。）に対し、認知した内容を直ちに通報するものとする。

2 通信指令課長の措置

通信指令課長は、110番通報等により緊急事態の発生を認知したときは、所轄署長、初動措置主管課長、事案処理主管課長、災害対策課長及び情報通信部機動通信課長に対し、事案の概要を直ちに通報するとともに警ら用無線自動車等に対する現場急行、情報収集等を指令するものとする。

3 県本部の総合当直責任者の措置

当直時間内（高知県警察処務規程（平成17年4月本部訓令第8号）第12条に規定する当直員の勤務時間をいう。）において緊急事態の発生を認知した

県本部の総合当直責任者は、通信指令課長、所轄署長、初動措置主管課長、事案処理主管課長、災害対策課長及び情報通信部機動通信課長に事案の概要を直ちに報告するとともに、当該事案の把握に努めるものとする。

4 所轄署長の措置

(1) 初動措置

所轄署長は、緊急事態の発生を認知したときは、速やかに部隊を現地に出勤させ、必要な情報の集約、負傷者の救助、避難誘導、交通規制等必要な初動措置を講じるものとする。

(2) 通報等

所轄署長は、自ら緊急事態の発生を認知したときは通信指令課長、初動措置主管課長、事案処理主管課長及び災害対策課長に直ちに通報し、通信指令課長からの通報により認知したときは通信指令課長と連携して初動措置主管課長及び事案処理主管課長へ通報するものとする。

5 初動措置主管課長の措置

初動措置主管課長は、緊急事態の発生を認知したときは、主管部長を通じて本部長に報告するとともに、事案処理主管課長及び所轄署長との連携を緊密にして、的確な初動措置を講じるものとする。

6 事案処理主管課長の措置

事案処理主管課長は、緊急事態の発生を認知したときは、初動措置主管課長及び所轄署長と連携して的確な初動措置を講じるとともに、当該緊急事態の原因究明、捜査等必要な処理を行うものとする。

第5 緊急事態対策室の設置等

1 緊急事態の報告を受理した初動措置主管部長等は、直ちに初動措置主管課に自らを長とする高知県警察緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置するとともに、関係幹部を現地に派遣し、事案の把握等の必要な措置を講じるものとする。また、災害対策課長及び総務課長に事案概要を速やかに連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた災害対策課長は警備実施の要否について判断をし、総務課長は報道対応を行うものとする。

2 対策室の副室長には初動措置主管課長をもって充て、対策室員には初動措置主管課員及び対策室長が指定する者をもって充てるものとする。

3 対策室の任務は、次のとおりとする。

(1) 次の事項の把握に関すること。

ア 事案の発生日時及び場所

イ 事案の概要

ウ 死傷者の概要及び救出状況

エ 事案拡大の見通し

- (2) 対策本部の設置に関すること。
- (3) 招集又は参集した職員の部隊編成及び応援部隊の派遣に関すること。
- (4) 災害対策課長及び総務課長に対する事案概要の連絡に関すること。
- (5) 警察庁、中国四国管区警察局及び関係する府県警察に対する報告、連絡及び調整に関すること。
- (6) その他必要な初動措置に関すること。

4 対策室長は、把握した3(1)アからエまでの事項、応援部隊派遣の要否その他必要な事項について本部長に報告するとともに、警察庁及び中国四国管区警察局に報告するものとする。

第6 緊急事態対策本部等の設置

本部長は、緊急事態が発生した場合において、当該事案に係る警察活動全般を統括するため必要であると認めるときは、県本部に別表第2の高知県警察緊急事態対策本部編成基準表及び別表第3の高知県警察緊急事態対策本部部隊編成基準表に基づき高知県警察緊急事態対策本部を、所轄署に別表第4の高知県警察緊急事態現地対策本部編成基準表に基づき高知県警察緊急事態現地対策本部を設置するものとする。

第7 平素の措置

所属長は、緊急事態の発生時に迅速かつ的確な警備措置が講じられるよう通信機器等の装備資機材を定期的に点検して、常に機能を最高度に保持しておくとともに、所属職員に対し、緊急事態発生時における体制の確立、措置要領等に関する教養を計画的に実施するものとする。

(別表省略)